

尾張旭市監査公表第4号

令和2年12月28日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年1月6日付け2健第499号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年1月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

健康福祉部健康課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
保健福祉センター非常用発電機保守業務委託において、予算で定める予定額が尾張旭市契約規則第25条で定める随意契約の限度額（50万円）を超過していることから、競争入札の方法によるべきである。	指摘事項については、尾張旭市契約規則にのっとり適正に契約事務を行うよう改めます。